

平成30年度 美祢市教育・保育施設利用料

幼稚園・認定こども園

1号認定

満3歳以上



階層区分		利用料
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税所得割非課税世帯(母子世帯等)	0円
	市民税所得割非課税世帯	1,600円
第3階層	市民税所得割 77,100円以下	8,600円
	市民税所得割 77,100円以下(母子世帯等 第1子)	3,000円
	市民税所得割 77,100円以下(母子世帯等 第2子以降)	無料
第4階層	市民税所得割 211,200円以下	13,000円
第5階層	市民税所得割 211,201円以上	18,200円

※母子世帯等 第1子について
平成29年度 4月分より

半額 → 3,000円

変更になりました。



※利用料には給食費は含みません。

※利用料のほかに、各施設によって、行事代・バス利用代などの実費分や上乗せ徴収費がかかることがあります。

※利用料は、年2回【前年度及び現年度の市民税所得割額】で算定します。(前年度＝4月分～8月分の利用料・現年度＝9月分～3月分の利用料)

※利用料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。

※兄妹を含めて2番目の児童については半額。3番目以降については無料となります。

※母子世帯等とは児童の属する世帯が母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯・その他特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。

保育園・認定こども園

2・3号認定

階層区分		0～2歳		3歳		4歳以上	
		3号認定		2号認定			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯（母子世帯等）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円
C1	市民税均等割のみ課税世帯	13,600円	13,300円	12,000円	11,800円	12,000円	11,800円
	市民税均等割のみ課税世帯 （母子世帯等 第1子）	6,800円	6,650円	6,000円	5,900円	6,000円	5,900円
	市民税均等割のみ課税世帯 （母子世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C2	48,600円未満	15,600円	15,400円	13,200円	13,000円	13,200円	13,000円
	48,600円未満 （母子世帯等 第1子）	7,800円	7,700円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	48,600円未満 （母子世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
D0	57,700円未満	17,500円	17,200円	15,000円	14,800円	15,000円	14,800円
	57,700円未満 （母子世帯等 第1子）	8,750円	8,600円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
D1	57,700円未満 （母子世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	69,000円未満	19,600円	19,200円	17,500円	17,200円	17,500円	17,200円
	69,000円未満 （母子世帯等 第1子）	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
D11	69,000円未満 （母子世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	77,101円未満	21,600円	21,200円	19,800円	19,500円	19,800円	19,500円
	77,101円未満 （母子世帯等 第1子）	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
D2 D3 D4 D5 D6 D7	77,101円未満 （母子世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	97,000円未満	24,000円	23,600円	21,600円	21,300円	21,600円	21,300円
	127,000円未満	31,000円	30,400円	29,400円	28,900円		
	169,000円未満	35,600円	35,000円	33,200円	32,700円		
	301,000円未満	48,800円	48,000円			28,900円	28,400円
	397,000円未満	64,000円	63,000円	33,800円	33,200円		
	397,000円以上	70,400円	68,600円				



C2～D11の母子世帯等
第1子について
平成29年度 4月分より
左記、表の金額となりました。



※利用料には、2号認定には副食費・3号認定には給食費を含みます。

※利用料は、年2回【前年度及び現年度の市民税所得割額】で算定します。（前年度＝4月分～8月分の利用料・現年度＝9月分～3月分の利用料）

※利用料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。

※兄妹を含めて2番目の児童については半額。3番目以降については無料となります。

※母子世帯等とは児童の属する世帯が母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）のいる世帯・その他特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。